

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| 案件名称 | 契約日 | 契約の相手方 | 契約金額 (円) | 随意契約理由 (根拠法令) | 担当部署 (問合せ先) |
|-------------------------|----------|---------------------|-----------|--|--------------------------------|
| 令和4年度外国人親子を対象とした多文化共生業務 | R4. 4. 1 | 社会福祉法人神戸市長田区社会福祉協議会 | 2,960,000 | 区内にある10館の児童館及び3つの学童保育コーナーのうち、社会福祉法人神戸市長田区社会福祉協議会が指定管理者となっているものは、7児童館・2学童保育コーナーあり、その他の児童館及び学童保育コーナーも含めて当団体が運営支援を行っているため、統括的立場にあること、加えて、民間含む保育所との情報共有ルートを持っており、連携が可能であることから、神戸市長田区社会福祉協議会に委託することが合理的であると判断される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 長田区まちづくり課 (Tel: 内線#916-216) |